

さつき野学園 P T A 会員各位

令和 6 年 1 2 月 2 4 日
P T A 会長 湯浅 美栄
さつき野学園長 佐古田 英樹

令和 6 年度さつき野 P T A 臨時総会書面議決の結果について

日頃から、P T A 活動へのご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、P T A 規約の一部改正にあたり開催しました P T A 臨時総会は書面議決とし、先日書面議決書をご提出いただきました。

その結果について下記のとおりご報告いたします。

記

◎総会成立の資格確認

全会員の 5 分の 1 以上の書面議決書を受領いたしました。

このことにより令和 6 年度の P T A 臨時総会は成立したものといたします。

◎議決結果

書面議決書を精査した結果、過半数の賛成を確認いたしました。

よって、第 1 号議案は可決されました。

第 1 2 条 総会は、次のいずれかの開催方法とし、その決定は役員会議で決議する。

(1) 対面開催

(2) 書面開催

対面総会の場合、全会員の 5 分の 1 以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決することができる。委任状をもって出席にかえることを認めるが、議決内容については、出席者の過半数に委任することとする。

書面総会の場合、全会員の 5 分の 1 以上の総会書面議決書の提出をもって成立し、総会書面議決書の過半数をもって議決することができる。総会書面議決書の提出の中で、賛成・反対の記載のない場合、議決内容については、提出者の過半数に委任することとする。

◎PTA 規約について

可決されました PTA 規約は、さつき野学園ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。